

# 令和2年7月豪雨で被災された皆様へ 荒尾市からのお知らせ

この度の豪雨で被災されたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

以下に、被災されたみなさまの生活再建に関する大まかな内容を紹介していますのでご確認ください。

(申請の受付については、受付準備が整い次第となります。まずはご相談をお願いいたします。)

その他、お問い合わせ先等は裏面をご参照ください。

## ■支援策について

<p><b>被災住宅の応急修理について</b> 建築住宅課 ☎63-1498</p> <p>住宅が半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない世帯、又は大規模半壊した世帯に対し、被災した住宅の屋根、居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急に修理します。なお、既に修理が完了し、業者に代金を支払っている場合など、対象とならないケースがあります。事前にご相談ください。</p> <p>●修理限度額(1世帯あたり): 大規模半壊及び半壊 59万5千円 / 準半壊 30万円 ※同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。 ※申請にあたっては、修理前の写真が必要となります。</p>	<p><b>災害援護資金の貸付けについて</b> 福祉課 ☎63-1406</p> <p>災害で世帯主が1か月以上の負傷をしたときや、住居や家財に大きな被害を受けた場合、一定所得以下の世帯の方は資金の貸付けが受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●借入限度額:350万円(被害状況による)</li> <li>●利率:保証人あり 無利子 保証人なし 無利子(ただし、措置期間経過後1%)</li> <li>●償還期間:10年(措置期間含む)</li> <li>●据置期間:3年(特例あり)</li> </ul>
<p><b>災害ボランティアについて</b> 荒尾市社会福祉協議会(裏面参照)</p> <p>居宅内及び周辺の片づけ等についてのご要望は、災害ボランティアセンターで調整のうえ、ボランティアの方に協力をお願いします。(※危険を伴う作業など、すべてのご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。)</p>	<p><b>被災者生活再建支援金について</b> 福祉課 ☎63-1406</p> <p>災害により住宅が全壊する等、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金が支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●支給額:50万円～300万円(対象:大規模半壊以上の世帯)</li> </ul>
<p>その他、現在内容を整理中の支援策については、今後掲載します。</p>	

## ■支援制度 早見表

支援制度		り災証明書		全壊	大規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	問い合わせ先
		(家屋の経済的損害が50%以上)	(同40%以上50%未満)	(同20%以上40%未満)	(同10%以上20%未満)	(同10%未満)			
現物給付	住宅の応急修理 (修理前の写真が必要です。)	応急修理で居住可能になる場合のみ	最大59万5千円			最大30万円	—	—	建築住宅課 ☎63-1498
	被災者生活再建支援金	最大300万円	最大250万円 ※やむを得ない事由により解体した場合は全壊と同様	原則対象外 ※やむを得ない事由により解体した場合は全壊と同様	—	—	福祉課 ☎63-1406		
		※単身世帯の場合は、それぞれ3/4相当額になります。詳しくはお問い合わせください。							
義援金(日赤分)		配分基準等について現在熊本県にて調整中							
貸付	災害援護資金	最大350万円				—	—	福祉課 ☎63-1406	
	住宅金融支援機構	建設 最大(1,680万円+特例加算額520万円)						—	住宅金融支援機構(災害専用)0120-086-353 9:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)
		補修 最大740万円(引方移転・整地を伴う場合は+450万円)							